

TPP 交渉参加に関する意見

平成 25 年 6 月 24 日
日本税理士会連合会

該当する交渉分野 越境サービス貿易

意見

政府が進めている TPP 交渉参加への方向性については、日本のみならずアジア・太平洋地域の経済発展に資するものであると理解している。

一方、個別の資格の相互承認については、TPP 政府対策本部作成の「TPP に関する Q&A」において、「現在、TPP 交渉で、医師や看護師など個別の資格の相互承認（国家の資格・免許などをお互いに認め合うこと）についての議論はない」旨の見解が示されており、今後もこの見解に沿った交渉が継続されることを希望する。仮にわが国の税理士資格が相互承認された場合には、税理士制度の存在意義を損ねる可能性があり、さらに以下の理由から議論の対象外とすべきである。

日本の税理士制度においては、税理士法第 52 条（税理士業務の制限）により、日本で税理士業務（税務代理・税務書類の作成・税務相談）を行うことができるのは、税理士・税理士法人に限られているが、一方で、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）・公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）は、税理士となる資格を有するものとされている（税理士法第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号）。

そのため、仮に TPP 交渉により弁護士または公認会計士資格が他国と相互承認された場合、他国の弁護士・会計士が日本において弁護士・公認会計士登録を行うことにより、税理士法第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号により税理士登録を認められることが懸念される。このことは、日本国内における税務に関する専門家としての資質の検証が行われないうまま税理士登録を行う者の増加に繋がりがねず、その結果、国民・納税者に不測の損害を与えるだけでなく、歳入に重大な影響を及ぼす可能性がある。

今日、会計のグローバル化が進んでいるが、税については、国の社会体制や規模等によって租税制度が異なっている。国家の財政基盤を支える「税」についてはそれぞれの国の特性に合った仕組みが構築されており、グローバルな基準は存在しない。因みに、TPP 交渉参加国において、税理士制度を有する国は日本とベトナムのみであり、米国では税務業務は基本的に自由業務で、弁護士・公認会計士・EA（エンロールドエージェント）等が税務業務を行うなど、税務業務の担い手についても、国により異なっている。

日本の租税制度は、主権者たる国民が自ら所得を計算し、申告を行うことにより税額を確定させ、その確定した税額を自ら納付するいわゆる申告納税制度を採用している。それゆえ税理士制度は申告納税制度を通じて、国の存立基盤を税に求める民主主義国家を支えるという公共的使命を有しているのである。

こうした日本の税理士制度の存在意義を考えたならば、TPP 交渉において、税理士

資格については相互承認に係る議論の対象外とすべきである、仮に個別の資格の相互承認が議論される場合でも、税の重要性に鑑み、専門家資格である税理士資格を相互承認の対象外とすべきである。

なお、本年3月13日、自由民主党の外交・経済連携本部 TPP 対策委員会が取りまとめた「TPP 対策に関する決議」において、「事務所開設規制、資格相互承認等については、公認会計士、税理士をはじめとした資格制度について、我が国の特性を踏まえる」(TPP 検討委員会第二グループ)こととされており、今後の交渉(TPP のほか FTA、EPA を含む。)においても、同決議を尊重していただきたい。